

# 都市幼稚園の動向及び行く

## べき道

朝原梅一

今日の都市に於ける多くの幼稚園が如何なる動向を辿りつゝあるか云ふことを適確に述べることは困難であるが、諸種の事情を綜合して考へるに、其の理念に於て二三の根本的考慮が拂はれた様に思はれる。

第一は云ふまでもなく國民學校令の施行せられると共に國民學校への聯絡をさる意味に於て「皇國の道に則る」云ふことを如何に幼稚園保育の上に適用すべきか云ふことである。殊に國民學校令施行と同時に幼稚園令に若干の改正は加へられたものゝ其の根本理念は明にされない。而して其後社會教育も、家庭教育も、中等教育乃至大學教育に至るまで「皇國の道に則る」云ふ理念を以て一貫せられて居るのを見るべき幼稚園關係若しくは保育所關係者が保育理念の確立に心を傾注することも無理からぬことである。

この點に關しては昨年十一月に東京府下に於ける私立幼稚園の協會が結成されて、その委員の方々が、約半歳に互

つて「保育訓」をも云ふべきものを制定しよう努力して遂に「保育の誓」なるもの制定するに到つた即ち

一、皇國ノ道ニ則リ國民保育ノ完璧ヲ期ス  
二、身心ノ鍊成ニ努メ日本人ノ育成ニ徹ス

三、常ニ切磋琢磨シ保育報國ノ大使命ニ殉ズ  
と定めたのであつた。兎に角に幼稚園保育に於て皇國の道に則る云ふ保育の具體化には相當骨を折つて居る様であつて、この具體的方法としては、皇室で行はれる年中行事を理解せしむることに重點を置いて之を施行し、敬神尊皇の精神を涵養し或は祖先崇拜の家庭的行事を行うて、宗教々育の實踐に努める等出來得る限り「行」を通じてその教育目的を達しやうとしたのであつた。

第二には國家の要請する國民皆働に側面的援助を與へることで、幼兒の父母が安んじて勤務に従事して生産擴充の國策に寄與することが出來得る様子の清い念願であつた。

これも前記東京府私立幼稚園協會の方に依つて企てられたことであるが、これは國民學校女子訓導及び幼稚園保母中に乳幼児あるために退職して家庭に留るものが續出するやも計り難い。かくては教育上大なる支障があるに付此際都下私立幼稚園が率先してこの急を救ふため考慮して貰ひたい云ふのでその調査要項として

(イ) 保育時間、午前七時頃——午後五時頃まで

(ロ) 費用 幼児一人當り相當額補助ある見込

(ハ) おやつは別に配給

そして二月二十五日を期して回答をもこめたが相當多數の需要に應ずるこの回答があつた様である。

また保育時間の延長に就いても、東京府私立幼稚園協會の名を以て、『聖戰二年目を迎へ國民擧つて必勝の決意を爲すべき年、保育上にも萬遺憾なきを期さなければならぬ』。即ち次代を擔ふ健全なる第二國民を育成するために、國民保育を強化する上からも、又社會生活が戰時體制となり、家庭の母姉たちも増産勤務に、隣組に、配給に、その働きを増加して來たのに對して幼稚園も保育時間を多少延長して社會の實情に對し、國家の要望に應じなければならぬと考へる次第である。各園の立場もあり土地の事情もあること故地區に即應じて適當に保育時間を延長し、以て私立幼稚園關係者時局自覺の態度を示されんことを切望す

る。云ふ照會が發せられたが、其後の狀況は從來午後一時頃まで保育されて居た幼稚園が多かつたが、現在は二時頃まで延長して保育して居る幼稚園も相當増して來た狀況であることである。

以上の第一は「皇國の道に則る」保育であり、言葉を換へて云へば「國民の基礎的鍊成の素地に培ふ」ことである。この保育理念の上に、健康生活の指導、科學生活の指導、藝能生活指導、共同生活の指導訓練等が行はれるのであるが、この保育の實施に依つて第二の勤務家庭の家人をして安んじて勤務に従事せしめ生産擴充と云ふ國家の要望に副ふことが出来る。云ふ幼稚園の幼児保育に對する新しい大なる効果をもたらすことになるのである。新しき幼稚園保育の理念としてこの一點を特に考慮したいのである。

第三に幼稚園保育の責任者として常に念頭を去らなかつた事は、空襲時に於ける幼児の處置方法であつたが、これも前に述べた東京府私立幼稚園協會の防空委員會に於て研究を重ね大日本防空協會、警視廳警防課、東京府防空係等と協議を遂げて「幼稚園防空對策要項」を定められた。即ち

(イ) 防空に關する基礎方針の確立、(ロ) 防空教育として、一、平素ノ訓練、二、警戒警報ノ訓練、三、空襲時ノ訓練。

(ハ) 實際防護等に項目を分けてその要項が決定された。

而してこれが去る五月一日東京府私立幼稚園協會の總會の席場で會員にこの要項が配布されたが、かうした研究事項は一日も早く會員以外の保育従事者にも知らせたいことである。

以上は現在東京に於ける幼稚園の事實を基礎として考へた動向の一端であるが、大東亞戰爭の開始以來、世界の持てる國としての米英を相手に決戦態勢は常に繰返され軍需品の消耗は日一日と烈しさを加へて來て、特に本年は決戦の年ささへ云はれて居る。その決戦に勝ち抜くためには凡ゆる方面に於て生産の擴充を圖らなければならぬ、生産擴充の原動力を爲すものは勤勞力である。

この點に鑑み昭和十八年一月二十日閣議に於て生産増強へ國民皆働の實績を擧げる様に勤勞緊急對策要綱が決定された。

先づその内容を見るに、(一)國民徵用制度刷新及び其の運営改善斷行、(二)國民勤勞の重點配置の強化、(三)勤勞管理の刷新強化、(四)勤勞能率増進に必要な物資の確保の四項目が擧げられて居る。この内國民勤勞の重點的配置の強化として、その細目を見るに(一)企業を整備してその勞務員を重要産業の勞務要員として急速に移動し得る様に處置を講ずること。(二)中小商工業を整理してこれを戦時重要産業へ転換せしめる様に一層促進すること。(三)國

民勤勞報國協力會に依る三十日以内勤勞奉仕を爲す制度の刷新を圖つて各地域、職域又は團體に依る報國隊の常時組織を編成せしめ、且つその出勤期間を延長すること、(4)不急を認められる學校、殊に時局下緊要でないを認められる花嫁學校の如き各種學校は之を閉鎖又は制限し、又は收容定員を減少すること共に一層學生生徒の勤勞報國隊の組成も擴充強化すること。(5)男子の事務にして女子を以て代へられ得る書記的な職業には男子を使用すること禁止し、又は制限し、而して今後女子勤勞管理方法を確立して女子勤勞員の動員を強化する。かうした根本方策が確立されたが、現在では女子の徵用は職場の狀況がもつて女子の勤勞に好適の環境に改善されるまでは長期に亙る徵用に依る使用を考へない。これは女性が將來日本民族發展のために子孫設ける母性を損傷することを虞れるからである。けれども徵用ではないが徵用と同様の結果が得られる様に家庭に於ける遊休又は餘剩勤勞力を充分に發揮せしめたり、身體に傷害を來たさない様に、その體質に應じた勤勞を之に適した期間を限つて勤勞力の發揮をすることを要望されて居る、其の斡旋者として、強化された町會、大日本婦人會、宗教團體、其他の協力に依つて勤勞力の不足を補ふことを政府は期待して居る。これが爲に大政翼賛會は「戰場精神昂揚の大國民運動」を起し、勤勞奉公、生産増強を決

行する爲に戦争生活の實踐を徹底すべき要項を昭和十七年十一月九日決定して、特にその要項中に(ホ)國民皆働の項には(1)勤勞奉公精神の徹底、(2)國家重要生産へ勤勞力の集中及び協力、(3)産業應召精神の徹底的具現、(4)未活用勤勞力の活用等を擧げて勤勞力發揮の目標として居る。

かうして政府及び大政翼贊會の勸奨に依る勤勞力發揮に就いて見ても解る様に家庭に於ける少しの勤勞力でも之を有效に發揮して國家に御奉公の誠を盡さなければならぬ。幼兒保育事業は家庭に於ける幼兒を健全に發達せしめると同時にその家庭の母をして安んじて働き得られる環境に置く爲の側面の援助の機關でありたい。このことは從來は託兒所保育がその使命を多分に持つて居たが以上述べた様な増産強化を國家が強力に要請して居る時代に於ては特にこの國策に協力する機關としての機能發揮を最も必要とする。

第四に幼稚園の經營方法として考へるべきことは幼稚園が生産擴充強化に寄與する爲にはその所在地即ち地元町會、大日本婦人會等と密接なる聯絡を執つて、かうした會の代用機關としての機能の發揮を要望する。今は從來の様に保育施設が地元のかうした機關と遊離した様な經營方法を欲しない時代になつた、出来るなら以上の外産業(生産)

團とも聯絡を執つて生産の増強に従事せしむる勸奨をもなす様に指導的立場に立つて援助して貰ひたいのである。

例へば町會や大日本婦人會等で軍需産業の下請をやつて内職を持つて來る、幼兒を幼稚園は出來得る限り長時間之を、預つて、家庭婦人は作業所に集つて作業に従事し、其の工資を以つて國債を買ふ様に努める云ふ様に指導するに實に幼稚園は(1)戦時下に於ける幼兒の健全なる發達を圖ることが出来ること、(2)家庭の勤勞力を發揮せしめて、生産増強に寄與せしめること、(3)貯蓄心を養ひ、國債の消化に努むることが出来ること等少なくとも三つの大なる國策に順應する保育が出來得ることになるのである。

最後に國民勤勞強化のためにも目下隣組保育の促進云ふことが各方面で考へられ居るが、現在東京府下の隣組の構成の様に十戸乃至十二三戸に對して保育組織を一つ持つことが適當であるか否やは問題である。その保育擔任者として元氣な働き盛りの女性が一人でも従事しなければならぬとすれば六十の隣組ある場合には町會内に六十人の保育擔任者を必要とする。それで實行方法の上から考へる、不生産的となるのである而して一町會内一箇所位の保育施設を設ける様に、既設の保育事業従事者が隣組を通じて保育事業の必要を高調して行くように努むべきであると思ふ。かうした保育思想の進歩を圖るために、空襲時に母の

活動を容易ならしめるために、交通機關のこみあふ場合の外に出、寒き暑きの時季の買ひ物に、勤務奉仕の出勤に、防空演習に、若き母としての教養に、出来るなら國民皆動のために、隣組の協力に依つて乳幼児を集めて、生産に従事するには不適當であるが、乳幼児の面倒は見るこが出

来るこ云ふ、例へば妊婦の如き者があればかうした方に隣組保育擔任者になつて頂くこ思ふ、かうした保育擔任者に對する簡易保育の方法は既設の幼稚園託兒所の保姆の任務として考へられるのである。以上は今後都市の幼稚園の行くべき道の一端として考へたこである。

## 戰時託兒所と母性指導

東京市健民局母子課

植山友律子

「お母さんさよなら」紅葉の様な手を振る子供と別れる母の胸には熱いものが流れる。此の母達が繁雜な事務所又は電力の響く工場や家庭内の職場に於て作業中

「早乙女や泣く子の方へ植ゑて行く」(乗捨)與つてきた子供を心配し初めたら一日の仕事は失敗し危険を引き起すかも知れぬ。夕方母が迎へに現はれた時「お母さん」こ飛び込む吾子を抱き歸へる有様

「子を思ふ母の心を美しむばかりは言はじ私に満つ」

こ心にくゝも歌つた程母と子の一つになつて行く姿こそ尊く清く感ずるものはない。かうした母が今や日本國中一杯に擴がつて行く即ち嘗つてありし如く男子の生活費の不

足を補ふための労働や社會事業的性格を持つた爲ではない。それは急速度に國家の要請に因つて母の生活が變化してきたのだ。原始の時代から常に明き淨き直き誠の心をことして如何なる難澁の生活にも堪へ、嶮難な途をふみこえて働き通して來た過去の女性の幾多の足跡を見るこき婦人が關與し婦人によつてなし遂げられなかつたものは無いのである。殊にいつの時代にも本質的婦人の使命を自覺し母性としての任務をなした光榮ある生活の歴史を常に繰りかへしつゞけて來たので有つた。併しながら大東亞戰爭は國家國民生活に勞務動員をよぎなくし軍需生産力の強化に國民生産力を追ひ立てゝ家にある婦人をして生産部面の前